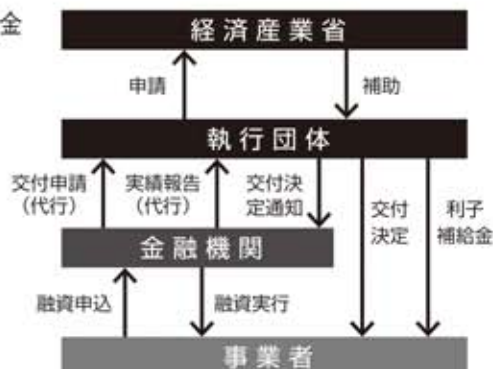


# 省エネ設備導入にあたって低利融資を受けたい

省エネ設備の導入や、一部のトップランナー製品の設置等を促進するため、指定された民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、利子補給を行います。

## 制度概要

- ▶事業名:エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金
- ▶支援種類:利子補給(利子補給率:1%以内)
- ▶対象者:事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
- ▶対象事業:省エネ設備導入、トップランナー機器導入
- ▶指定金融機関:公募により資源エネルギー庁が決定
- ▶募集時期:(新規融資)平成28年5月30日(月)~6月24日(金)
- ▶予算額:2億円程度(※予算状況に応じて7月以降、2次公募を予定)
- ▶申請手続:指定金融機関を通じて執行団体に申請
- ▶執行団体:(一社)環境共創イニシアチブ
- ▶関連URL:<https://sii.or.jp/information/division.html>



## 活用事例

- ▶利子補給の活用事例
- ✓金属加工機の更新(融資額3億円)  
省エネ率11.8% 省エネ量264kl/年
- ✓自動車部品製造設備の更新(融資額100億円)  
事業所ごとに省エネ率1.3~4.2%  
省エネ量合計1,834kl/年
- ✓ボイラーの更新(融資額2億2百万円)  
省エネ率1.1% 省エネ量149kl/年
- ✓熱交換器の更新(融資額1億4千万円)  
省エネ率10.5% 省エネ量115kl/年
- ✓プレス機の更新(融資額2億6千万円)  
省エネ率5.5% 省エネ量46.8kl/年



高効率工業炉



高効率ボイラー

## ポイント!

- ✓新設または既設の工場・事業場等において省エネルギー設備等の導入・設置または置き換えを行う事業が対象です。
- ✓交付申請は、指定金融機関が代行します。手続き等に関しては指定金融機関へ直接お問い合わせください。
- ✓異なる設備であれば省エネ補助金との併用可能ですが、同じ設備の場合、省エネ補助金と利子補給の両方への申請はできません。

お問合せ先:中国経済産業局 エネルギー対策課(082-224-5741)

# クリーンエネルギー自動車を購入したい

電気自動車等のクリーンエネルギー自動車の購入にあたって、購入費を補助します。

## 制度概要

### ◆事業名:クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金

- ▶支援種類:補助金
- ▶対象者:民間団体等(地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除く)、個人)
- ▶補助率:補助対象車両毎に補助率と交付上限額を設定
- ▶予算額:137億円
- ▶申請手続:(一社)次世代自動車振興センター(平成28年度)
- ▶対象車両の初年度登録期間  
平成28年3月14日～平成29年3月3日
- ▶申請書受付期間:平成28年4月20日～平成29年3月6日(必着)
- ▶関連URL:<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html>

## 事業イメージ

- ▶クリーンエネルギー自動車とは、「燃料電池自動車」、「電気自動車」、「プラグインハイブリッド自動車」、「クリーンディーゼル自動車」(輸入車を含む)を指します。

- ▶「日本再興戦略改訂2014」における、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とする目標の実現に向け、次世代自動車の普及を促進します。

### 補助対象車両

燃料電池自動車



電気自動車



プラグインハイブリッド自動車



クリーンディーゼル自動車



(乗用車)

## ポイント!

- ✓予算がなくなり次第締切りとなります。(補助予定件数:94,690件)
- ✓事業用自動車、塵芥車・大型特殊車両等は対象外です。

# 設備投資の税制支援を受けたい

「先端設備」(A類型)や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」(B類型)を導入する際に、特別償却又は法人税減税の税制支援が受けられます。設備投資をお考えの際は、まずご相談ください。

## 制度概要

### ◆事業名:生産性向上設備投資促進税制

	A類型	B類型
対象設備	「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を満たすもの ①最新モデル ②生産性向上(年平均1%以上) ③最低取得価額以上	「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を満たすもの ①投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上) ②最低取得価額以上
確認	工業会等	経済産業局
税制措置	○産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)から平成28年3月31日まで :即時償却と税額控除(5%。ただし、建物・構築物は3%)の選択制 ○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで :特別償却(50%。ただし、建物・構築物は25%)と税額控除(4%。ただし、建物・構築物は2%)の選択制 ※税額控除における税額控除額は、当期の法人税額等の20%が上限。	

対象設備:平成26年1月20日～平成29年3月31日までに取得し、事業の用に供した設備

## 活用事例

### ▶設備投資の事例

- ・化成品の原材料を安価なものに代替することで製造原価低減を図るための設備投資等。(化学工業)
- ・自動車メーカー向けの特種鋼の生産能力の増強や、大型の新規受注に対応するための工場の新設等。(鉄鋼業、金属製品製造業)
- ・増加する観光客の需要を取り込むための宿泊施設・飲食施設のリニューアルに係る設備投資等。(宿泊業)



### ▶申請者の声

- ・設備投資による投資効果や、目標とすべき売上等が明確になったので、経営を行う上でも参考となった。
- ・本税制の償却や税額控除による投資回収期間の短縮効果が投資決定の後押しとなった。

## ポイント!

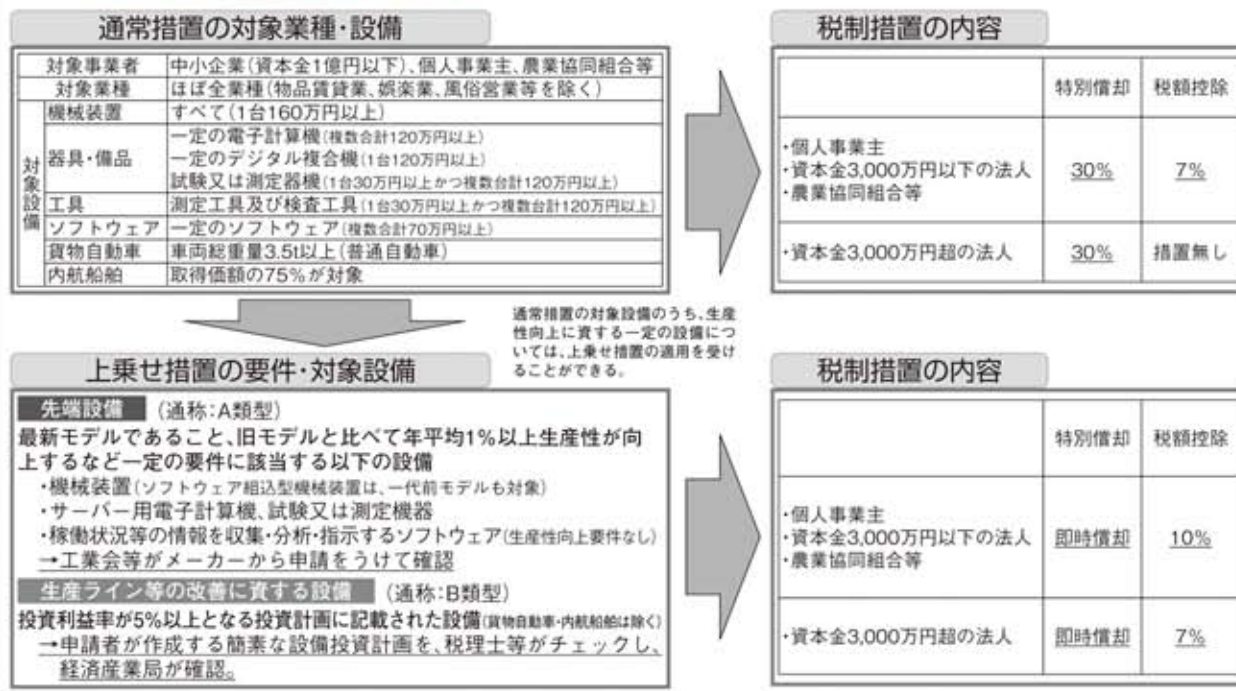
- ✓青色申告している法人・個人が対象で業種、企業規模による制限はありません。
- ✓B類型については、設備の取得等の前に経済産業局の確認書の入手が必要です。
- ✓適用期間は平成29年3月末までです。

お問合せ先:中国経済産業局 地域経済課(082-224-5684)

# 設備投資の税制支援を受けたい(中小企業)

中小企業者等が機械装置等の対象設備を導入した場合に、特別償却又は税額控除が受けられます。また、生産性向上に資する一定の設備については、即時償却又は税額控除の上乗せ措置の適用を受けることができます。

## 制度概要



## よくあるご質問

Q. 設備取得の際に国又は地方公共団体から補助金を受けた場合でも、この税制の対象となりますか？

A. 原則として対象となります。

但し、補助事業において、本税制との併用を制限している場合がありますので、利用された補助事業の公募要領等をご確認ください。

なお、27年度補正予算「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」では、生産性向上設備投資促進税制との併用は制限されていますが、本税制との併用は、通常措置、上乗せ措置とも制限されていません。

※中小企業投資促進税制の「上乗せ措置」を受ける手続は、生産性向上設備投資促進税制における確認手続きと同様です。

## ポイント！

✓生産性向上設備投資促進税制は平成28年4月1日から措置の内容が変更されますが、中小企業投資促進税制については、通常措置(30%特別償却又は7%税額控除)・上乗せ措置(即時償却又は最大10%税額控除)とも、適用期限(平成29年3月末)まで、措置の内容が変更されることにはなっていません。

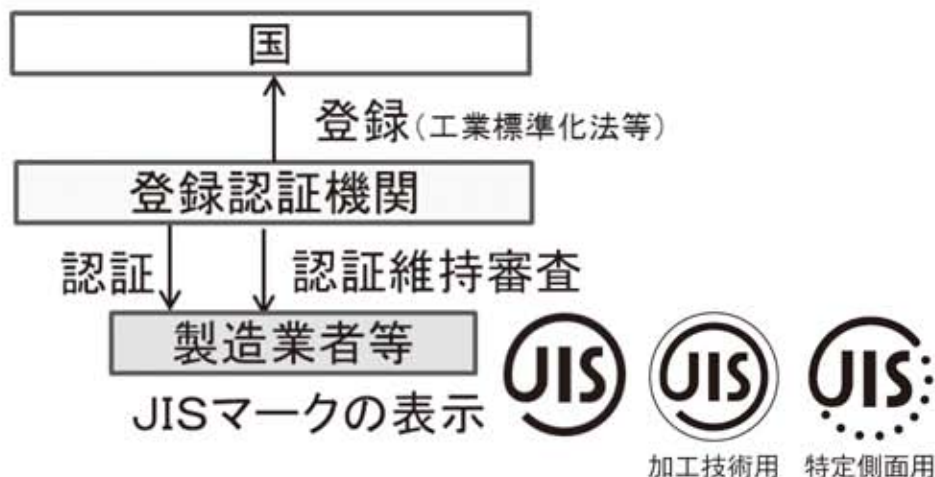
お問合せ先: 中国経済産業局 中小企業課(082-224-5661)

# JISマークを使いたい

製品等が日本工業規格に適合していることを示すJISマークを自社製品に使用したい場合には、お問い合わせください。

## 制度概要

製造業者や加工業者のほか、輸入業者及び販売業者もJISマークを付すことが可能です。以下の流れで審査・認証を受けることで表示が可能となります。



## 相談事例

- ▶ JISマークの認証をどこで受ければよいのかわからない。
- ▶ JISマークを表示したいが、どこへ相談すればよいのかわからない。

→ 日本工業標準調査会(JISC)のホームページでも検索できます。  
<http://www.jisc.go.jp/>

## JIS規格

- ▶ JIS規格には製品規格だけでなく、試験方法等を定めた方法規格、用語・単位等を定めている基本規格等があります。

## ポイント！

✓ 社内標準化の進展、品質管理のレベルの向上や取引の円滑化につながります。

# 規制の特例を受けたい

新事業活動の実施にあたり、規制適用の有無の事前確認や、事業活動の支障となる規制の特例措置を受けることができる「グレーゾーン解消制度」および「企業実証特例制度」を設けています。規制でお困りの場合はご相談ください。

## 制度概要

### ◆事業名：グレーゾーン解消制度

- ① 事業者が事業計画に即して、規制の適用の有無を照会。
- ② 事業所管大臣を通じ、規制所管大臣に確認を求める。
- ③ 規制所管大臣から回答を得る。

### ◆事業名：企業実証特例制度

- ① 事業者が、規制の特例措置を提案。
- ② 事業・規制所管両大臣が協議し、特例措置を創設。
- ③ 安全性等を確保する措置を含む事業計画の認定を通じ、規制の特例措置の利用を認める。



◆規制緩和制度の活用を通じて  
既存の枠にとらわれない新事業を実現

新規事業を計画中だが、○△法の規制に抵触するだろうか。



規制の運用基準が不明確で理解し難い。

技術力で安全性を向上させているが、規制がネックで新事業を開始することができない。



規制の見直しを要望したいが、手続きが煩雑で時間もかかりそうだ。

## 活用事例

### ▶ グレーゾーン解消制度の事例

・農業用ドームの普及拡大に際して【所管省庁：農水省-経産省】

断熱性等に優れる農業用ドームハウスを販売するにあたり、本構造物が建築基準法上の「建築物」に該当するか否かについて、照会。照会の結果、本農業ドームハウスは、通常の屋内的用途に供さず、建築物ではないとの見解が示され、事業化に展望を開くことができた。

### ▶ 企業実証特例制度の事例

・搭乗型移動支援ロボットの公道走行【所管法令：道路交通法】

現在、搭乗型移動支援ロボットについては、道路交通法上、公道走行が認められていない。今般、一定の人口集約が見られる都市公道での走行実証を行うに当たり、道路交通法における道路使用許可等の緩和等を要望。本要望を踏まえ、民間企業が実施する公道走行実証を可能とするよう規制の特例措置を創設。

## ポイント！

- ✓ 事業開始後における規制所管大臣又は利害関係者とのトラブルリスクを未然に回避できます。
- ✓ 事業所管大臣が事業者をサポートするため、経験や人材が少ない中小企業にとって有益です。
- ✓ 企業実証特例措置は、安全性等の確保を担保する代替措置提案が必要となります。

# 消費税転嫁で困っている

取引上の立場の弱い中小企業・小規模事業者が消費税を円滑に転嫁できるようにするため、全国474名の転嫁対策調査官(転嫁Gメン)が、積極的に違反行為等の情報収集及び調査を行っています。

また、転嫁拒否行為に関する情報収集、相談対応のため、相談窓口を設けていますので、ご利用ください。

## 制度概要

### ◆事業名:消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業

- ▶「消費税転嫁対策特別措置法」により、特定供給事業者(売り手)に対する減額や買ったとき、報復行為等が禁止されています。
  - ✓すでに決められた取引価格を後になって下げる「減額」、通常支払われる対価よりも低く定める「買ったとき」といった行為が禁止されています。
- ▶公正取引委員会・中小企業庁・主務大臣が検査・指導等を行っています。
  - ✓違反行為に対しては、「転嫁を拒否した消費税額分を支払う」といった是正のための指導・助言を行います。悪質な事例については、「社名の公表」などの厳しい措置を講じています。
  - ✓消費税の転嫁拒否等の被害について聞き取り調査を行う転嫁対策調査官を配置するなどの監視・検査体制の強化に取り組んでいます。

## 相談窓口

- ▶中国経済産業局 消費税転嫁対策室  
(広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館内)  
電話 082-205-5337  
FAX 082-205-5339
- ▶消費税価格転嫁等総合相談センター  
電話 0570-200-123  
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)
- ▶中小企業団体においても、相談窓口を設置してアドバイスしています。  
各地の商工会議所、商工会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会 他



## ポイント!

- ✓売り手に対する転嫁拒否等は、政府がきちんと是正します。
- ✓消費税の転嫁に関して不利益な取引でお悩みの事業者の方は、当局消費税転嫁対策室にご相談ください。

お問合せ先:中国経済産業局 消費税転嫁対策室(082-205-5337)

## 下請取引で困っている

中小企業の取引上の悩みの相談に企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員が無料で相談に応じています。必要に応じて相談者の近くの弁護士に無料で相談を行うこともできます。

また、中小企業が抱える企業間取引に係る紛争を裁判よりも迅速、簡便に解決するための調停「裁判外紛争解決手続(ADR)」を無料で行います。

### 制度概要

#### ◆事業名: 中小企業取引適正化対策事業(下請かけこみ寺)

- ▶ 無料相談では、このような相談が寄せられています。
  - ✓ 支払日を過ぎても代金を支払ってくれないので困っています。
  - ✓ 原材料が高騰しているにも関わらず、単価引き上げに応じてくれません。
  - ✓ 「歩引き」と称して、代金から一定額を差し引かれました。
  - ✓ 長年取引をしていた発注元から突然取引を停止されてしまいました。
- ▶ 調停による紛争解決(調停(ADR))の主なメリット
  - ✓ 紛争当事者間の和解の調停を行います。
  - ✓ 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
  - ✓ 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を定めることができます。

### 相談窓口

- ▶ 「下請けかけこみ寺」相談用フリーダイヤル 0120-418-618
  - ▶ 消費税転嫁対策相談専用フリーダイヤル 0120-300-217
  - ▶ (公財)鳥取県産業振興機構 0857-52-6703
  - ▶ (公財)しまね産業振興財団 0852-60-5114
  - ▶ (公財)岡山県産業振興財団 086-286-9670
  - ▶ (公財)ひろしま産業振興機構 082-240-7704
  - ▶ (公財)やまぐち産業振興財団 083-922-9926
- 【受付時間】 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00  
(土日・祝日・年末年始を除く)



### 利用者の声



相談により相手側に下請代金法違反の疑いのある行為が多くあることが分かり、また細かな問題点も教えてもらったので、自信を持って相手方と交渉することができた。その結果、相手も非があることを認め、無事解決することができた。

### ポイント!

- ✓ 各地の下請かけこみ寺では、親事業者との価格交渉で必要となるノウハウや代金未払い、取引中断など、企業間取引におけるトラブルについて相談対応をします。
- ✓ 相談無料・秘密厳守・匿名可能です。安心してご相談ください。



# 省エネ・節電の診断を受けたい

ノウハウ・人材・金融などの面で省エネを実施することが困難な中小・中堅事業者に対して、省エネ・節電診断事業等を無料で実施します。

## 制度概要

### ◆事業名:省エネルギー対策導入促進事業費補助金 「省エネ無料診断事業、無料節電診断事業」

▶時期:通年(予算額に達し次第終了)

▶対象者:省エネ診断 以下のいずれかが対象

①中小企業

②年間のエネルギー使用量(原油換算値)が、原則として100kL以上1,500kL未満の工場・ビル 等  
節電診断

契約電力50kW以上の高圧電力または特別高圧電力契約者の工場・ビル 等

(エネルギー管理指定工場等は除く)。但し、中小企業に関しては、エネルギー管理指定工場であっても対象。

▶内容:省エネ診断(エネルギー全般が対象)

①工場・ビル等における燃料や電気の使い方に関する事項

②より効率的な機器の導入、適切な運転方法見直しに関する事項

③エネルギー合理化につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項

④エネルギーロスに関する事項 等

節電診断(電力のみ対象)

①工場・ビル等における電気の使い方に関する事項

②より効率的な機器の導入、適切な運転方法見直しに関する事項

③電力削減につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項 等

▶実施機関:(一財)省エネルギーセンター

## 活用事例

▶省エネ診断の事例

✓オフィスの空調の運用改善

✓工場の廃熱の有効利用 等



(照度測定風景)

▶その他、たくさんの診断事例を、「省エネ・節電ポータルサイト」に掲載しています。 <http://www.shindan-net.jp>



サイトでは、業種別、設備別に検索できます。

## ポイント!

✓専門家が工場等に伺って現地診断を行い、診断後1ヶ月程度で報告書を作成し、内容をご説明します。

✓まずは実施機関にご相談ください。

お問合せ先:中国経済産業局 エネルギー対策課(082-224-5741)

# 再エネ発電・熱事業について相談したい

再生可能エネルギー発電・熱事業を計画している事業者や立地自治体等からの相談に対応します。個別相談・出張相談会をご利用ください。

## 制度概要

### ◆事業名：新エネルギー等設備導入促進事業（再エネコンシェルジュ事業）

#### 事業内容

・個別相談：皆様の事業計画をお伺いした上で、国が実施している各種の支援策から皆様に適したものの、事業を進めるに当たって必要となる許認可手続き等をご紹介するとともに、具体的な問い合わせについてご案内します。

会場：TKP広島平和大通りカンファレンスセンター 広島（第2,4金曜日）

・出張相談会：事業者からの相談に幅広く応えるため、各地に出張し、再エネコンシェルジュサービスを実施します。出張相談会では、個別相談を行う他「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック」の内容や自治体等による再生可能エネルギーに関する取組の説明会等を行う予定です。

・案件形成支援：事業計画は公募により決定します。（詳細は下記アドレスをご覧ください）

執行団体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

関連URL：<http://renewable-energy-concierge.jp/index.html>

## 事業イメージ

- ▶「バイオマスのチップ燃料化やバイオマス発電事業の補助制度や支援制度を教えてください」、「固定価格買取制度を活用せずに自家消費向けの発電システムを導入したい」といった相談について無料でサポートします。
- ▶平成28年度は、出張相談会を山口（10月）、鳥取（11月）、岡山（12月）に予定しています。



再生可能エネルギー事業支援ガイドブック

## ポイント！

- ✓個別相談・出張相談会では、皆様の事業計画をお伺いし、各種支援施策から皆様に適したものの、事業を進めるに当たって必要となる許認可手続きなどを紹介します。
- ✓自治体と事業者が関係して再生可能エネルギーの事業化を検討している計画について、事業化に向けた調査、協議、手続き等に関する助言を行うと共に、事業化までの行程作成の支援を行います。

# 地域経済分析システム(RESAS)を活用したい

地域経済分析システム(RESAS)のビッグデータをビジネスに活用したい中小企業・小規模事業者を支援します。専門員を設置しているのでお気軽にご相談下さい。また、複数の事業者の皆さまからご要望があれば、オーダーメイドの説明会も実施いたします。

## RESAS概要

### ◆地域経済分析システム(RESAS)とは？

- ▶「Regional Economy (and) Society Analyzing System」の頭文字を取ってRESAS(リーサス)と読みます。  
(URL→<https://resas.go.jp>)※Google Chromeでご覧下さい。
- ▶内閣官房まち・ひと・しごと創生本部と経済産業省で開発した「ビッグデータを活用した地域経済の見える化システム」です。
- ▶誰でも使える分かりやすい画面操作となっており、クリック一つでデータを呼び出すことが可能です。
- ▶経済分野に限らず、人口、観光、農林水産業などさまざまな分野の政府・民間のビッグデータを搭載しています。



### ◆主なデータ内容について

- ▶産業マップ:稼ぐ力分析、特許分布図、輸出入花火図など
- ▶観光マップ:メッシュ分析(流動人口)、外国人滞在分析など
- ▶人口マップ:人口構成、人口の社会増減、将来人口推計など
- ▶農林水産業マップ:農業花火図、農産物販売金額、林業総収入など
- ▶自治体比較マップ:企業数、労働生産性(企業単位)、創業比率など

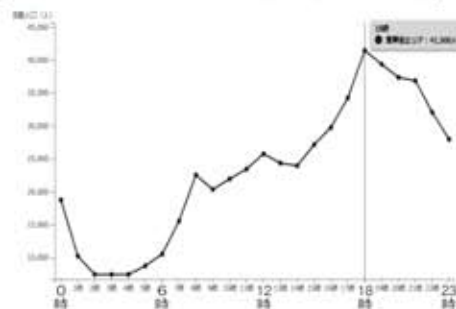
## 活用事例

【出典】株式会社Agoop「流動人口データ」

### ◆活用例(人の動きの調査)



### 【繁華街エリアの時間別推移(人の動き)】



- ▶GPSデータを用いて、人がどこに多くいるのか、など人の動きを見ることができます。
- ▶左図の赤い部分は人が多くいるエリアを表しています。さらに、特定のエリアを指定して、より細かく人の動きを見る事ができます。
- ▶右図は時間別に人の多さをグラフ化したものです。この例では、繁華街エリアを指定して表示しているので、夜間に掛けて人がそのエリアへ多く訪れている様子がうかがえます。

## ポイント！

- ✓無料で誰でも活用出来るシステムで、今後も様々な分野のデータを拡充していく予定です。
- ✓人の流れや、消費動向がおおまかに掴めるので、時間帯、月別の推移などから、商売のターゲットとする地域を絞り込み、他のデータ等で深掘りするなどの使い方が出来ます。

お問合せ先: 中国経済産業局 企画調査課(082-224-5626)

## どこの部署に聞いたらよいかわからない

中国地域の各市町村に縁(ゆかり)等のある中国経済産業局職員を「縁(ゆかり)パートナー」として任命し、担当する地域からの相談等の一元的な窓口として対応しています。

### 制度概要

#### ◆制度名:縁(ゆかり)パートナー制度

##### ▶制度内容:

- ✓地方創生の一層の推進に向け、市町村との更なる連携強化を図ることを目指し、「縁(ゆかり)パートナー」制度を創設。
- ✓縁(ゆかり)パートナーは、市町村及び企業等からの相談等の一元的な窓口として対応します。
- ✓各種施策の紹介、プロジェクトの共同実施などにより連携強化を図りつつ、中長期的に市町村等と「顔の見える関係」を構築していきます。
- ✓中国地域の7割以上の自治体に設置しており、順次拡大していきます。

### 相談窓口

- ▶中国経済産業局HP内に縁(ゆかり)パートナー紹介ページがあり、各市町村のパートナーの一覧を掲載しています。
- ▶縁(ゆかり)パートナーへの連絡は、ダイレクトメール、もしくは当局代表電話(082-224-5615)をご利用ください。

縁(ゆかり)パートナー紹介ページ

<http://www.chugoku.meti.go.jp/yukari/index.html>



### ポイント!

- ✓担当地域に熱い思いを持った縁(ゆかり)パートナーに、遠慮なくご相談ください。

お問い合わせ先:中国経済産業局 総務課(082-224-5615)

# 中央会の情報発信

中央会では、県内中小企業へさまざまな形で情報提供していますので是非ご利用ください。

## 会報

会員組合等の活動紹介、中央会の活動報告、広島県中央会情報連絡員からの報告による県内業界の景気動向、さまざまな中小企業施策等に関する情報を1冊にまとめ、毎月(10日)発行し会員組合、賛助会員等に配布しています。



## ホームページ

中小企業施策に関する最新情報を始め、組合に対する助成制度、会員向け各種サービス情報などの提供を行っています。また、組合事務処理に関する様式集等のダウンロードも可能です。

<http://www.chuokai-hiroshima.or.jp>



## メールマガジン

HPの新着情報のうち、よりタイムリーな話題を厳選し、積極的な情報提供を行っています。「広島県中央会メールNEWS」を毎月1回組合事務局担当者等に配信しています。ご希望の方にはメールマガジンを配信いたしますので下記アドレスまでご連絡ください。

[chuokai@chuokai-hiroshima.or.jp](mailto:chuokai@chuokai-hiroshima.or.jp)



### 広島県中小企業団体中央会

〒730-0011 広島市中区基町5番44号  
広島商工会議所ビル6階  
TEL (082) 228-0926 (代)  
FAX (082) 228-0925

### 福山支所

〒720-0067 福山市西町2丁目10番1号  
福山商工会議所ビル7階  
TEL (084) 922-4258 (代)  
FAX (084) 922-4273

